

優秀論文賞・学術大会優秀発表賞選考委員会規程

制 定：2025年 1月30日

第1条 本会優秀論文賞・学術大会優秀発表賞規程第4条に基づく選考委員会（以下、委員会という）

は、本規程の定めるところによる。

（役割）

第2条 委員会は、優秀論文賞および学術大会優秀発表賞の候補を選考し、理事会にその案を提出し諮る

ことを任務とする。

（構成員）

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- （1）研究推進委員会委員長
- （2）編集委員会委員長
- （3）研究推進委員会の委員 若干名
- （4）編集委員会の委員 若干名
- （5）その他、委員会が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期を、以下のように定める。

委員の任期は、当該職在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

委員長は、研究推進委員会委員長がこれを行う。

第6条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は 2025年1月30日より発効する。